

**わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業
・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業 実施要領**

(趣旨)

第1 茨城県と別表1に掲げる市町村（以下「実施市町村」という。）が共同して実施するわくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 茨城県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び実施市町村のまち・ひと・しごと創生総合戦略（市町村デジタル田園都市国家構想総合戦略）に基づき、茨城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、茨城県と実施市町村が共同して、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び起業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、茨城県と実施市町村が共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を得るため申請するとともに、新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、実施市町村の協力を得て、茨城県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業の概要は、以下のとおりである。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県が行う茨城就職チャレンジナビ事業又は地域課題解決型起業支援事業と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者が移住支援金の要件を満たす場合に、茨城県と居住地の市町村が共同して移住支援金を給付する。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

茨城県が、東京圏の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法第4条第6項の募集情報等提供事業）とともに、実施市町村や経済団体等の協力を得て選定した中小企業等に、求人情報の作成支援と当該求人情報のサイトへの掲載を行う。

3 茨城県地方就職学生支援事業

都内に本部がある大学・大学院の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

内で条件不利地域を除く)のキャンパスに在学し、卒業・修了後、茨城県の企業に就業する者が地方就職支援金の要件を満たす場合に、茨城県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

4 地域課題解決型起業支援事業

茨城県が、起業支援機関を設置して社会的事業の起業等を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに一部開業資金に補助を行う。

(わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び茨城県地方就職学生支援事業)

第5 わくわく茨城生活実現事業、茨城就職チャレンジナビ事業及び茨城県地方就職学生支援事業は、次のとおり実施する。

1 わくわく茨城生活実現事業

茨城県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、実施市町村は、移住者からの移住支援金の申請受付・要件確認、移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、市町村が行う移住者支援施策の調整を担うものとする。

移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 移住支援金の支給

実施市町村は、①に定める要件を満たす者のうち、②、③、④又は⑤の要件を満たす就職又は起業等をした者の申請に基づき、⑥に定める方法により、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身の場合にあっては60万円の移住支援金を支給する。なお、18歳未満(※)の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき最大100万円を加算する。

(※) 申請日が属する年度の4月1日時点で18歳未満。

① 移住等に関する要件

次に掲げる事項の(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)のうちの条件不利地域(過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をし

ていたこと。(ただし、東京 23 区内への通勤の期間については、住民票を移す 3ヶ月前までを当該 1年の起算点とすることができる。)

- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京 23 区内の大学等へ通学し、東京 23 区内の企業等へ就職し、通勤した者(ただし、雇用保険の被保険者としての就職に限る。)については、通学期間の修業年限を上限(ただし、高等専門学校は 2 年を上限)として本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 茨城県内(実施市町村の区域内に限る)に転入したこと。
- b 交付金の交付決定がされた以後であって、この要領の施行日以後に、転入したこと。
- c 移住支援金の申請時において、転入後 1 年以内であること。
- d 転入先の市町村に、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住」者のいずれかの在留資格を有すること。
- c 申請者は、過去 10 年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に 18 歳未満の世帯員だった者が、5 年以上経過し、18 歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- d その他茨城県及び実施市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって 3 親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて 2 (1) ①に示す対象法人に

就業していること。

- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

③ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (エ) 申請者もしくは同一世帯の者が移住先の市町村において住宅を新築または購入したこと。

なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。

④ 本事業における関係人口に関する要件

茨城県における市町村や地域の人々と関わりを有する者(関係人口)のうち、市町村が当該移住希望者を地域の担い手の確保に資する関係人口と認め、かつ、別表2に掲げる市町村が個別に定める要件に該当すること

⑤ 起業に関する要件

第6に定める地域課題解決型起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑥ 申請・支給方法

- (ア) 移住前事前相談

移住支援金の申請者は、移住前に、あらかじめ、移住を予定する市町村に事前相談を行うこと。

(イ) 申請

移住支援金の申請者は、申請書（様式1）、移住後の就業先の就業証明書（様式2）（ただし、上記④において就業の要件としない場合及び⑤の要件に該当する場合を除く）及び本人確認書類に加え、上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当することを証する書類を移住先の市町村に提出する。

(ウ) 支給方法

実施市町村は、(イ)の申請が上記①の要件を満たし、かつ②、③、④又は⑤の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、移住支援金を支給するものとする。

(2) 移住支援金の返還

実施市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び対象となる移住支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(ウ) (移住先で就業を要件とした場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たさず職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

② 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に移住支援金を受給した市町村から転出した場合

(3) 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

実施市町村は、移住支援金の申請情報、移住支援金支給者の就業先情報及び移住支援金返還対象者に関する情報について、速やかに茨城県に共有することとする。また、茨城県は、起業支援事業に係る交付決定に関する情報について、速やかに市町村に共有することとする。

2 茨城就職チャレンジナビ事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

茨城県は、①に定める要件を満たさず移住支援金の対象法人の求人情報を掲載する等のため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

① マッチングサイトに掲載する支援金対象法人の要件

次に掲げる要件の全てに該当すること。

- (ア) 地域経済への影響力が大きく成長性が見込まれる法人や雇用のミスマッチの解消を支援すべき法人であること。
- (イ) 官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと。
- (ウ) 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（資本金概ね50億円未満の法人であって、地域経済構造の特殊性等から資本金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合であって、当該企業の所在する市町村長の推薦に基づき知事が必要と認める法人を除く。）ではないこと。
- (エ) みなし大企業（※）でないこと。（ただし、上記（ウ）の法人がいわゆる親会社である場合はみなし大企業としない）
- (オ) 本店所在地が東京圏のうち条件不利地域以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと。
- (カ) 雇用保険の適用事業主であること。
- (キ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと。
- (ク) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

（※）以下のいずれかに該当する法人をいう。

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

（2）移住支援金の対象法人の選定

茨城県は、以下の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

① 申請

移住支援金の対象法人の登録申請者は、申請書（様式4）に加え、（1）①の要件に該当することを証する書類を茨城県に提出する。

② 登録

茨城県は、①の申請が（1）①の要件に該当すると認めるときは、移住支援金の対象法人の登録を行うものとする。

（3）効果的な求人情報の作成支援

茨城県は、移住支援金の対象法人が効果的な求人情報をマッチングサイトに掲載できるよう、以下の取組を行うものとする。

- ① 雇用情勢に合わせた求人マッチングサイトの求人項目の設定や求人作成動画の掲載。

(4) 選定企業、掲載求人情報に係る情報共有

茨城県は、マッチング支援における対象法人及び掲載求人情報について、実施市町村に共有することとする。

3 茨城県地方就職学生支援事業

茨城県は、事業の制度設計・全体管理、新しい地方経済・生活環境創生交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、茨城県地方就職学生支援事業を実施する市町村（以下「学生支援事業実施市町村」という。）は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 地方就職支援金の支給

学生支援事業実施市町村は、①に定める額を、申請時において②及び③の要件を満たす者の申請に基づき、④に定める方法により、地方就職支援金として支給する。

① 支給金額

(ア) 就職活動等に係る経費（交通費）

勤務地が茨城県内に所在する企業等への就職活動等に要した交通費として、4,260円を上限として支給する。なお、上限額の範囲内で定額払いとすることも可能とする。

(イ) 移住に係る経費（移転費）

勤務地が茨城県内に所在する企業等への就職に伴う移住に要した移転費として、移住に要する最低限の実費であることを証明できる場合は、移転に要した実費の金額を上限として支給する。ただし、移住に要する最低限の実費であることを証明できない場合は、移転に要した実費の金額又は66,000円のいずれか低い金額を上限として支給する。

② 移住等に関する要件

次に掲げる（ア）、（イ）及び（ウ）に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県内で条件不利地域を除く）（以下「東京圏内（条件不利地域を除く）」という。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、**交通費については、**在学中（卒業・修了見込み）の場合も対象とする。

b 大学等の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 学生支援事業実施市町村に移住したこと。ただし、**交通費**については、**在学中に③**で示す就業に関する要件を満たす企業等に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、県において地方就職支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- c 地方就職支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、**在学中に交通費**を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 学生支援事業実施市町村に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、**在学中に交通費**を申請する場合は、卒業・修了後に②で定める就業に関する要件を満たす企業等に就職し、学生支援事業実施市町村に移住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- c その他茨城県又は申請者の居住する学生支援事業実施市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

③ 就業に関する要件

次に掲げる(ア)及び(イ)に該当すること。

(ア) 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が茨城県内に所在する企業等に、②で定める移住等に関する要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、**在学中に交通費**を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日が1年以内であること。
- b 勤務地が茨城県内に所在すること。
- c 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- d 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- e 官公庁等(第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。)ではないこと。ただし、学生支援事業実施市町村が機関や職種、**経費**を指定して対象とすることを可能とする。
- f 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務

を務めている法人等でないこと。ただし、移転費については、学生支援事業実施市町村の判断で対象とすることを可能とする。

(イ) 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 移住先市町村からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、移住先市町村からの通勤が可能な地域への勤務地限定型社員として採用予定であること。

④ 申請・支給方法

(ア) 申請

地方就職支援金の申請者は、以下の書類を移住先の学生支援事業実施市町村に提出する。

a 全員が提出必須の書類

- ・写真付き身分証明書等の本人確認ができる書類の写し
- ・卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）

※ただし、在学中に交通費を申請する者については、bに示す書類

- ・申請書（様式5またはこれに準ずる様式の書類）
- ・就職活動等に係る経費（交通費）の領収書又はそれに類する書類、移住に係る経費（移転費）の領収書又はそれに類する書類
- ・就職先企業による証明書（様式6またはこれに準ずる様式の書類）
- ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業・修了年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業・修了年度の複数月の公共料金領収書等）

※移住先の市町村における居住の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- ・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）

b 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類

- ・在学証明書（卒業・修了学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

(イ) 支給方法

学生支援事業実施市町村は、(ア)の申請が上記②及び③の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式7）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 地方就職支援金の返還

学生支援事業実施市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、地方就職支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして茨城県及び対象となる地方就職支援金受給者が居住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

① 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合

(ただし、申請時に既に申請先市町村に住居票がある場合を除く)

(エ) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合

(ただし、退職日から3カ月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く)

(オ) 申請先実施市町村への転入日から3年未満で申請先市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年未満で申請先市町村から転出した場合。

② 半額の返還

申請先市町村への転入日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合。ただし、住民票を移さず転出していた者については、要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に申請先市町村から転出した場合。

(3) 地方就職支援金の支給・返還に係る情報共有

学生支援事業実施市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに茨城県に共有することとする。

(地域課題解決型起業支援事業)

第6 地域課題解決型起業支援事業は、次のとおり実施する。

1 起業支援金の給付

茨城県は、茨城県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の起業等を行う者に対して、当該起業等を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、起業支援金として交付する。ただし、起業支援金の額は最大200万円とする。

(1) 対象者に関する要件

① 新たに起業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出又は株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人、一般社団法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。
- (イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。
- (ウ) 個人事業の開業届出又は法人等の登記を茨城県内で行う者。
- (エ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (オ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

② 事業承継又は第二創業をする場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 令和7年4月1日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での、地域課題の解決に資する社会的事業に関する事業を、事業承継、又は第二創業により実施する個人事業主若しくは株式会社、合同会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人、一般社団法人等の代表者となる者であること。
- (イ) 茨城県内に居住していること、又は起業支援事業の事業期間完了日までに茨城県内に居住することを予定していること。
- (ウ) 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。
- (エ) 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

- ① 茨城県が地域再生計画に定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的とした起業等であること。また、以下に定める(ア)から(ウ)の全ての要件を満たす起業等であること。
 - (ア) 起業等をする地域におけるサービス供給の不足等に起因する地域課題の解決に資すること（社会性及び必要性）
 - (イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）
 - (ウ) 起業等をする者の生産性の向上・機会損失の解消及び顧客の利便性の向上につながるデジタル技術を活用していること（デジタル技術の活用）
- ② 茨城県内で実施する事業であること。
※事業承継又は第二創業の場合、法人等の登記が茨城県外であっても、茨城県内で事業を実施することが確認できる場合は、対象となる。
- ③ 令和7年4月1日以降、起業支援事業の事業期間完了日までに新たに起業等をする事業であること。
- ④ 公序良俗に反する起業等（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条において規定する風俗営業等）

でないこと。

(3) 対象経費

新たに起業する者が起業に要する経費

人件費、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

起業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1(1)及び(2)の要件に該当することを証する書類を茨城県に提出する。

(2) 交付方法

茨城県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て茨城県が(1)の申請が1(1)及び(2)の要件に該当すると認めるときは、予算の範囲内において起業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

茨城県は、起業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、別途公募・選定を通じて、1及び2の業務を行う執行団体(事務局)を置くことができる。

4 起業等をする者の義務

①実施状況報告

交付決定事業の完了後、5年間、当該事業の実施状況を茨城県へ報告すること。

②取得財産の管理・処分の制限及び収益納付

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和三十年法律第百七十九号)第22条及び「新しい地方経済・生活環境創生交付金交付要綱」第22条の規定に基づき、本事業によって取得した財産については善良なる管理者の注意をもって適切に管理を行うこと。加えて、取得価額が1件当たり50万円以上(税抜)の取得財産については、交付決定事業終了後も一定期間において、その処分等につき起業等をした者は茨城県の承認を受けること。

③交付決定事業の経理

交付決定事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証憑書類については、当該事業が完了した年度の終了後5年間、管理・保存すること。

④立入検査

交付決定事業の実施状況確認のため、茨城県が実地検査に入る場合がある。また、交付決定事業の完了後、会計検査院が実地検査に入る場合がある。この検査により起業支援金の返還命令等を指示された場合には、これに従う。

⑤反社会的勢力ではないことの誓約

起業支援金の申請時に反社会的勢力との関係が無いことを誓約する。

申請後から採択までの期間において、起業等をする者又は設立される企業等の役員等が反社会勢力であることが判明した場合、採択を行わない。

また、採択後又は交付決定後に反社会的勢力であることが判明した場合にも、採択又は交付決定の取消を行う。

(財源の負担割合)

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定めるわくわく茨城生活実現事業

(1) 移住支援金

移住支援金の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(2) 移住支援金の支給に係る事務経費

移住支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、茨城県が2分の1、実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、市町村の移住支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を市町村に交付する。

2 第5の2に定める茨城就職チャレンジナビ事業

事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

3 第5の3に定める茨城県地方就職学生支援事業

(1) 地方就職支援金

地方就職支援金の地方負担については、茨城県が2分の1、学生支援事業実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を加えた額を学生支援事業実施市町村に交付することとする。

(2) 地方就職支援金の支給にかかる事務経費

地方就職支援金の支給に係る事務経費の地方負担については、茨城県が2分の1、学生支援事業実施市町村が2分の1を負担することとし、茨城県は、実施市町村の地方就職支援金の支給に係る事務経費に充てるために国から新しい地方経済・生活環境創生交付金として交付を受けた額を学生支援事業実施市町村に交付する。

4 第6に定める地域課題解決型起業支援事業

事業費の地方負担については、茨城県が負担する。

(協力)

第8 茨城県と市町村は、わくわく茨城生活実現事業・茨城就職チャレンジナビ事業・茨城県地方就職学生支援事業及び地域課題解決型起業支援事業を円滑に実施する

ため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業・茨城県地方就職学生支援事業及び起業支援事業の実施に必要な事項は、茨城県と県内市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、2019年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、2020年2月13日から施行する。

附則

この要領は、2020年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2020年8月25日から施行する。

附則

この要領は、2020年12月28日から施行する。

附則

この要領は、2021年3月1日から施行する。

附則

この要領は、2021年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2022年2月1日から施行する。

附則

この要領は、2022年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年3月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2023年7月1日から施行する。

附則

この要領は、2024年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2025年4月1日から施行する。

附則

この要領は、2025年11月7日から施行する。

別表 1 (第 1 関係)

<p>水戸市、日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、つくば市、ひたちなか市、潮来市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、行方市、銚田市、小美玉市、大洗町、城里町、東海村、大子町、美浦村、河内町、八千代町、境町、利根町</p>

別表 2 (第 5 関係)

市町村	要件
水戸市	<p>下記【支給対象者の要件】のいずれかに該当し、かつ【地域の担い手確保の要件】のいずれかに該当すること。</p> <p>【支給対象者の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・水戸市の創業支援等事業計画に基づく特定創業支援等事業による支援を受け、以下のア～ウの全てに該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> ア 上記支援を受けた証明を水戸市から受けていること。 イ 上記支援の対象となった事業の業種・内容で令和 6 年 4 月 1 日以降に起業していること。 ウ 起業した事業所の所在地が水戸市内にあること。 ・水戸市又はいはらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する宿泊を伴う移住体験事業に参加し、以下のア及びイの両方又はウに該当する者。 <ul style="list-style-type: none"> ア 本市に住民登録し、引き続き 6 か月間以上、居住していること。 イ 市内事業所へ新たに就職（期間の定めのない雇用契約）していること。 ウ 市内に自己用住宅を新築又は購入し、当該住宅を現住所として住民登録をしていること。 ・水戸市に 1 年以上、居住歴がある者 ・転入日の 3 か月前までに「いはらきふるさと県民制度」に登録している者 ・申請日の属する年度の前年度までの直近 3 年間で水戸市へのふるさと納税の寄附実績がある者 <p>【地域の担い手確保の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者 ・市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 <p>(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>

<p>日立市</p>	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 転入日より前に日立市移住相談窓口に来訪し、移住に関する相談をした者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
<p>土浦市</p>	<p>・次に掲げるアに該当し、かつ、イに該当すること。</p> <p>ア 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者 ・土浦市が実施した移住定住促進事業の参加者 <p>イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（１）県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>（２）市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
<p>古河市</p>	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までの直近３年間で古河市へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定</p>
<p>石岡市</p>	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 石岡市が実施した移住定住促進事業の参加者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等※において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>※複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
<p>結城市</p>	<p>転入日より前に結城市に来訪し、移住に関する相談をした者であつ</p>

	<p>て、次に掲げる事項のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継した者</p> <p>イ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p> <p>ウ 地域の観光・伝統産業の振興や6次産業化に資する事業の起業又は就業若しくは承継した者</p> <p>※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p>
龍ヶ崎市	<p>関係人口のうち、本市が個別に本事業における関係人口と認めた者であって、次に掲げる要件のいずれも満たすものであること。</p> <p>ア 次のいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>（ア） 交付対象者が流通経済大学龍ヶ崎キャンパスに通学し、同大学を卒業した者であり、かつ、交付対象者若しくはその配偶者（交付対象者と同一の世帯に属する者に限る。）のいずれかが申請年度の4月1日現在で40歳未満であること又は当該世帯に18歳未満の子（交付対象者又はその配偶者の子に限る。）がいること。</p> <p>（イ） 交付対象者又はその配偶者の一親等又は二親等の親族が本市に居住しており、当該親族が認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）であること。</p> <p>イ 次のいずれかの要件を満たす者であること。</p> <p>（ア） 市内の農林水産業（専業に限る。）に就業又は承継をした者。</p> <p>（イ） 交付対象者が認定農業者又は認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。）である者。</p>
下妻市	<p>次に掲げる（ア）（イ）に該当し、かつ、（ウ）又は（エ）に該当すること。</p> <p>（ア） 転入時に49歳未満（世帯の場合、世帯全員が49歳未満）である者</p> <p>（イ） 転入日より前に市町村窓口に来訪し、移住に係る相談をした者</p> <p>（ウ） 県内農林水産業（事業に限る）へ就業、または、承継した者</p> <p>（エ） 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改</p>

	<p>善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
常総市	<p>次に掲げる（ア）、（イ）に該当し、かつ、（ウ）又は（エ）に該当すること。</p> <p>（ア） 転入時に 39 歳未満であること。</p> <p>（イ） 転入日の 3 か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者。</p> <p>（ウ） 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継した者。</p> <p>（エ） 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
常陸太田市	<p>次のア又はイに該当し、かつ、ウからオまでのいずれかに該当するものであること。</p> <p>ア 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業又は承継した者</p> <p>イ 市町村等（※）において、認定新規就農者又は認定農業者の認定を受けている者</p> <p>ウ 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者</p> <p>エ 転入日前の 3 年間に本市に来訪し、移住に関する相談や市が主催する事業への参加等の実績がある者</p> <p>オ 市内に住宅を取得した者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
高萩市	<p>次に掲げる事項のアに該当し、かつ、イ又はウに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までの直近 3 年間で本市へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
北茨城市	<p>次に掲げるアに該当し、かつイ～オいずれかに該当すること。</p> <p>ア 転入日より前に市の窓口に来訪し、移住に関する相談をした者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p>

	<p>(複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。)</p> <p>エ 旅館民宿業へ就業、または承継、起業する者 ※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p> <p>オ 医療業へ就業(ただし医療関連国家資格を有している者)、または起業する者 ※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p>
笠間市	<p>転入時に笠間ファン倶楽部に登録している者で、次に掲げるア、イ、ウまたはエに該当する者。</p> <p>ア 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p> <p>イ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 (※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p> <p>ウ 市内の石材業または窯業に新たに就業または起業する者 ※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p> <p>エ 市内で芸術家として活動する者</p>
つくば市	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イ又はウに該当すること。</p> <p>ア 次のいずれかの要件を満たす者であること (ア) 申請日の属する年度の前年度までに「つくば市農業サポーター」に登録した者 (イ) つくば市に1年以上、居住歴がある者 (ウ) 申請日の属する年度の前年度までの直近3年間でつくば市へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ つくば市内の農林水産業(専業に限る)へ就業、又は承継する者</p> <p>ウ つくば市において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 (複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。)</p>
ひたちなか市	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア ひたちなか市内に住宅を新築または購入したもの。</p> <p>イ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p>

	<p>ウ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
潮来市	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で潮来市へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
常陸大宮市	<p>転入時の年齢が49歳以下であって、次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者。</p> <p>イ 県内で、専業で農林水産業を営む経営体へ就業し3か月以上勤務した者、または、専業で農林水産業を営む経営体を承継した者。</p> <p>ウ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。</p> <p>(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
那珂市	<p>転入時(住民登録日時点)に50歳未満(世帯の場合は移住元での世帯員全てが50歳未満)であって、次に掲げるア、イまたはウのいずれかに該当し、市の移住相談者名簿に記載のある者で、かつ、エまたはオに該当すること。</p> <p>ア 那珂市が実施する移住に関する事業(移住ツアー、移住セミナー、インターンシップ等)に参加したことがあること。</p> <p>イ 那珂市のお試し居住施設(いい那珂暮らしお試し居住事業実施要綱(平成30年那珂市告示第80号)第1条に規定するお試し居住施設をいう。)を利用したことがあること。</p> <p>ウ 那珂市が参加する外部主催のイベント等で、移住相談シートを提出したことがあること。</p> <p>エ 県内農林水産業(専業に限る)へ就業、または、継承する者</p> <p>オ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p>

	<p>(※) 複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
筑西市	<p>転入日の前日までに、筑西市が主催する移住ツアーもしくは移住セミナーに参加し、または筑西市移住希望者滞在費補助金の交付決定を受けていて、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者。 ・ 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。 ・ 家業等(個人経営の飲食業、製造業、小売業)を継承する者。
坂東市	<p>次のア、イ及びウの全てに該当していること。</p> <p>ア 移住先において住宅を新築又は購入したこと。ただし、当該住宅について既に移住支援金が申請されている場合を除く。</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に該当していること。</p> <p>(ア) 茨城県内の農林水産業(専業に限る)へ就業又は承継した者</p> <p>(イ) 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>(※) 複数市町村で農業を営む農業者が認定農業者に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県または国が認定。</p> <p>ウ 次の(ア)又は(イ)に該当していること。</p> <p>(ア) 本市に住民票を移す直前から5年間のうち、通算3年以上、本市又は本市観光協会が主催する行事に、運営スタッフとして参加した経験を有すること。</p> <p>(イ) 茨城県が実施する関係人口創出事業に参加した経験を有すること。</p>
稲敷市	<p>次に掲げる①または②に該当し、かつ、③または④に該当する者。</p> <p>① 市内に住宅を新築または購入した者</p> <p>② 稲敷市に5年以上、居住歴がある者</p> <p>③ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p> <p>④ 市町村等(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>(※) 複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
かすみがうら市	<p>関係人口に関する要件 転入時に40歳未満(世帯の場合、世帯全員が40歳未満)であって、かつ申請者がかすみがうら市に3年以上住所を有したことがあり、下記のいずれかに該当する者</p> <p>ア 県内の農林水産業(専業に限る。)へ就業、又は承継する者</p>

	<p>イ 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者（ただし、複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定する。）</p>
桜川市	<p>次に掲げるア、イ、ウ、エの全てに該当すること。</p> <p>ア 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）申請者または配偶者が、過去に連続して10年以上桜川市に住民登録があったこと。</p> <p>（イ）桜川市が実施する移住定住促進事業又は関係人口創出事業の参加者であること。</p> <p>イ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）申請者または配偶者が桜川市内に新たに住宅を新築、購入したこと。</p> <p>（イ）申請者または配偶者にとって3親等以内の親族から住宅を譲渡され、当該住宅に住民登録したこと。</p> <p>（ウ）申請者または配偶者にとって3親等以内の親族が所有する住居に住民登録したこと。</p> <p>ウ 次に掲げる事項の全てに該当すること。</p> <p>（ア）申請日の属する年度の4月1日時点で、移住元の世帯員全てが50歳未満であること。</p> <p>（イ）移住元において、世帯員の全員が市税等の滞納をしていないこと。</p> <p>エ 次に掲げる事項のいずれかに該当すること。</p> <p>（ア）申請者が市内の農林業（専業に限る）へ就業、または承継していること。</p> <p>（イ）申請者が認定新規農業者又は認定農業者の認定を受けていること。</p> <p>（ウ）申請者が市内の石材業（専業に限る）へ就業、または承継していること。</p> <p>※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p> <p>（エ）申請者が市内の観光業（専業に限る）の承継していること。</p> <p>※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p>
行方市	<p>次に掲げるア又はイに該当し、かつ、ウまたはエに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で行方市へのふるさと納税の納付実績がある者</p> <p>イ 行方市お試し居住体験事業に参加したことがある者</p> <p>ウ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p>

	<p>エ 市町村等において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者 (複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。)</p>
銚田市	<p>申請者が補助申請年度の4月1日現在で45歳未満である者であり、次のアに該当し、かつ、イ又はウに該当する者。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までに銚田市へふるさと納税を行った者。</p> <p>イ 銚田市内の農林水産業(専業に限る)に就業、または承継したものの。</p> <p>ウ 銚田市において「認定農業者」の認定を受けている者。</p>
小美玉市	<p>関係人口に関し、次に掲げるア及びイに該当し、かつウ又はエのいずれかに該当すること。</p> <p>ア 申請者及びその配偶者のいずれかが申請日が属する年度の4月1日時点で40歳未満である者又は申請者が属する世帯に18歳未満の子がいる者</p> <p>イ 転入日より前に小美玉市の窓口に来訪し、移住に関する相談をした者</p> <p>ウ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、又は承継した者</p> <p>エ 小美玉市(※)において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>(※)複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
大洗町	<p>次に掲げるア、イ、またはウのいずれかに該当し、かつ、エ、オまたはカに該当すること。</p> <p>ア 茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者(詳細は別紙1のとおり)</p> <p>イ いばらき県央地域移住・定住促進協議会が実施する事業の参加者</p> <p>ウ 大洗町が実施する移住・二地域居住体験事業等の参加者</p> <p>エ 県内の農林水産業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p> <p>オ 大洗町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>カ 町内の観光業(専業に限る)へ就業、または承継した者</p> <p>※就業先は、茨城就職チャレンジナビに掲載する移住支援金対象法人の要件に該当しないものに限る。</p>
城里町	<p>次に掲げるアまたはイに該当し、かつ、ウまたはエに該当すること。</p>

	<p>ア 茨城県が実施した関係人口要件創出事業の参加者</p> <p>イ 申請者もしくは同一世帯の者が城里町内に住宅を新築または購入した場合。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p> <p>ウ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>エ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
東海村	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 転入日の3か月前までに「いばらきふるさと県民制度」に登録している者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
大子町	<p>次に掲げる（１）に該当し、かつ、（２）または（３）に該当すること。</p> <p>（１）茨城県が実施した関係人口創出事業の参加者。</p> <p>（２）大子町の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者。</p> <p>（３）大子町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者。</p>
美浦村	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 茨城県が実施した関係人口要件創出事業の参加者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
河内町	<p>申請者を含むすべての世帯員が55歳未満であって、以下のアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度を含め、直近3年間で河内町へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ 県内農林水産業（事業に限る）へ就業、または、承継した者</p> <p>ウ 河内町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p>

八千代町	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 八千代町内に住宅を新築または購入した者。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または継承した者</p> <p>ウ 八千代町において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p>
境町	<p>次に掲げるアに該当し、かつ、イまたはウに該当すること。</p> <p>ア 申請者もしくは同一世帯の者が境町において住宅を新築または購入したこと。なお、同一の住宅に対して、移住支援金を複数回申請することは認められない。</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または、承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>
利根町	<p>次に掲げる事項のアに該当し、かつ、イ又はウに該当すること。</p> <p>ア 申請日の属する年度の前年度までの直近3年間で利根町へのふるさと納税の寄附実績がある者</p> <p>イ 県内の農林水産業（専業に限る）へ就業、または承継した者</p> <p>ウ 市町村等（※）において「認定新規就農者」や「認定農業者」の認定を受けている者</p> <p>（※）複数市町村で農業を営む農業者が「認定農業者」に係る経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定。</p>